明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二六九～二七五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二七六～二七八）　七
〔公告〕
諸事項　九
裁判所
破産、免責、再生関係　宅
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、全国市町村職員共済組合連合会、日本弁護士連合会情報統計室規則中一部改正関係　宅
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　宍
会社その他
会社決算公告　宍

告示

○財務省告示第二百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆二千三百六十二億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千二億八千百三十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千五億六千二百六十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千八百五十一億千万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千五百二億四千六百十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千五百六十二億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千二百十一億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆二千三百四十六億二千七百九十八万五千円

ロ　非競争入札発行　六十七億九千六百二十三万九千三百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千五百六十億九千六十六万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三千二百八億七千五百二十三万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年七月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十二銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十三銭